

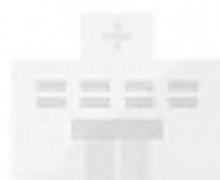
第6章 ひとり親家庭等への支援

子どもたちがすこやかに成長していくように以下のとおり支援しています。

経済的支援

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003



ひとり親家庭等医療費助成

保険内医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。
(所得制限があります。)

対象者 18歳未満の児童とその児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父。

父母のどちらかが重度障害者である家庭の父または母と18歳未満の児童。

父母のいない18歳未満の児童と、その児童を養育している方。

助成期間 お子さんが18歳になる年度末まで(高校卒業相当までです。)

※毎年8月に更新申請書の提出が必要です。

<一部負担金>

通院	1日	530円
入院	1日	1,200円
調剤	0円	(無料)

持ち物

印鑑／申請者と児童の保険証／申請者と扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／申請者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立、児童のすこやかな成長を支援するために支給されます。

(所得額や年金受給額により支給されない場合があります。)

対象者

母子家庭の母または父子家庭の父

父母のどちらかに重度障害のある家庭の父または母

父母のいない子どもを養育している方

受給期間

お子さんが18歳になる年度末まで(高校卒業相当までです。)

※毎年8月に現況届の提出が必要です。

持ち物

印鑑／請求者名義の通帳／同居する扶養義務者の同意書(用紙はこども課にあります)／請求者と児童、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／請求者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書

就職・資格取得の支援

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

自立支援教育訓練給付金

適職に就くために、必要な資格や技能を取得するにあたり、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。

対象者

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の対象者と同等の所得である母子家庭の母または父子家庭の父



持ち物

児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証／申請者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証など顔写真のある証明書)

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利な国家資格取得等を目指して養成機関で修業する場合に修業期間中の生活の負担軽減のために生活費の一部を補助します。

対象者

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象者と同等の所得である母子家庭の母または父子家庭の父(母子家庭の母または父子家庭の父が修学する場合)



持ち物

児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証／申請者と同一世帯の方のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／申請者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書／申請者名義の通帳／養成機関の長が発行する在籍証明書

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

就労自立促進事業

見附市と三条ハローワークが協力して、早期就職のための自立を応援します。

対象者

児童扶養手当受給者等



相談支援

お問い合わせ先

保健福祉センター
社会福祉協議会
TEL 61-1352

見附市母子福祉会（かるがも会）

ひとり親家庭の交流、情報交換、仲間づくりの会です。おしゃべり場のほか、料理教室・お茶会・日帰り旅行など親子イベントを行っています。ストレス解消や困った時の相談支援など、子育てのサポートをします。



「おしゃべり場」☆ひとりで悩まないで！お話ししましょう。

開催日時 不定期
場所 ネーブルみつけ

※お休みや変更の時もありますので、まずは、社会福祉協議会にお問い合わせください。

子育て中で離婚を考えている方へ

離婚に関する
法務省のHP



親権者

未成年のお子さんを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで親権者を定める必要があります。お子さんのために、しっかりと話し合うようにしましょう。

養育費に関する
裁判所のHP



養育費

養育費とは、お子さんが自立する（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

面会交流に関する
裁判所のHP



面会交流

面会交流とは、お子さんと離れて暮らしている親が、お子さんと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。

養育費や面会交流についても、お子さんのすこやかな成長のために、しっかりと話し合うようにしましょう。